

平成二十七年三月三日受領
答弁第九五号

内閣衆質一八九第九五号

平成二十七年三月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 町村 信孝 殿

衆議院議員井坂信彦君提出人質対応検証委員会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井坂信彦君提出人質対応検証委員会に関する質問に対する答弁書

一について

邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会（以下「検証委員会」という。）における検証については、中東地域や危機管理等についての専門的知見を有する有識者（以下「有識者」という。）にも参加している。ただし、意見を聴取する方針であるが、具体的な人選及びその検証委員会における位置付けについては、現在、検討を行っているところである。

二について

検証委員会では、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密に該当するものも含め、今般のシリアにおける邦人殺害テロ事件における政府の対応全般について、秘密の保全にも十分配慮し、有識者の意見も聴取しながら検証結果を取りまとめることとしている。その検証結果については、インテリジェンスや諸外国との関係などを考慮しつつ、今後のテロ対策に資するよう、適切に公表してまいりたい。